

別表 特別控除額

特別の事情	特別控除額	必要な証明書	留意事項
(1) 母子・父子世帯であること	490,000円	特段必要ありません	
(2) 就学者のいる世帯であること	小学校児童1人につき	80,000円	在校証明書(原本のみ) (ただし、小学校生、中学校生は除く)
	中学校生徒1人につき	160,000円	
	国・公立高等学校生徒1人につき (自宅通学)	280,000円	
	(自宅外通学)	470,000円	
	私立高等学校生徒1人につき (自宅通学)	410,000円	
	(自宅外通学)	600,000円	
	国・公立高等専門学校学生1人につき (自宅通学)	360,000円	
	(自宅外通学)	550,000円	
	私立高等専門学校学生1人につき (自宅通学)	600,000円	
	(自宅外通学)	800,000円	
	普通課程又は短期課程の 普通職業訓練生1人につき (自宅通校)	360,000円	
	(自宅外通校)	550,000円	
	高度職業訓練生1人につき (自宅通校)	500,000円	
(自宅外通校)	930,000円		
指導員訓練を受ける者1人につき (自宅通校)	560,000円		
(自宅外通校)	990,000円		
国・公立大学生1人につき (自宅通学)	590,000円		
(自宅外通学)	1,020,000円		
私立大学生1人につき (自宅通学)	1,010,000円		
(自宅外通学)	1,440,000円		
(3) 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき860,000円	障害者手帳のコピー (氏名等が掲載されているページ)	障害の等級は特段関係ありません。
(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている金額	治療費・入院費などの 支出経費の領収書 (コピー可)	口座引き落としなどの場合は、通帳の写しでも構いません。なお、控除対象額は、提出する領収書等により実際に支出したことが確認できる額のみとなります。
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。	住居費・光熱、水道費などの支出経費の領収書(コピー可)	口座引き落としなどの場合は、通帳の写しでも構いません。また、住居費については、賃貸契約書(金額記載)の写しを必ず添付して下さい。なお、控除対象額は、提出する領収書等により実際に支出したことが確認できる額のみとなります。
(6) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段に被害があつて将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額	被災(罹災)証明書 (原本のみ)	

備考

- 「(2)就学者のいる世帯であること」による控除は就学者の中に申請者本人は含めない。
- 控除について該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額を合わせて控除することができる。